

# アドバイザーコミッティ規定

## JAB S071:2019

第1版：2019年3月22日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(総則)

第1条 この規定は、公益財団法人日本適合性認定協会(以下「本協会」という。)の「アドバイザリコミッティ」について定める。

(目的)

第2条 本協会は、本協会の認定活動について、利害関係者からの意見を反映して社会のニーズを満たすことで社会的信頼を広く得ること及び認定下の適合性評価制度の普及促進に資することを目的として、「アドバイザリコミッティ」(以下、「コミッティ」という)を設置する。

(意見提出)

第3条 コミッティは、次の項目について、本協会事務局長(以下、「事務局長」という)の諮問に応じて答申又は自発的に意見を述べる。

- (1) 認定一般手順
- (2) 公平性確保のためのプロセス及びその実施状況
- (3) 認定事業の拡大、縮小
- (4) 広報、普及活動
- (5) 異議申立て・苦情にかかる処理状況
- (6) その他の認定事業にかかる課題

2 意見は「勧告(Recommendation)」、「提言(Suggestion)」、「参考意見(Informative advise)」の3種とする。コミッティは、これらにおいて、特に必要と認めた場合を除いて処置の実施時期を特定しない。ただし、処置の実施について随時報告を求めることができる。

3 勧告については、事務局長はその意見を受け入れるものとする。万一合理的な理由で受け入れることが困難な場合には、理事長の承認を得て、遅滞なくコミッティに申し出、コミッティの承認を得なければならない。

4 提言については、事務局長は原則としてその意見を受け入れることとするが、合理的な理由で受け入れることが困難であると事務局長が判断した場合は、その理由とともにコミッティへの報告を行う。

5 参考意見については、事務局長が取扱いを決定する。

6 勧告と提言については、事務局長は、原則として、直後の定期の理事会及びコミッティにおいて、取扱い方針、及び処置の結果等の報告を行う。参考意見についても、コミッティからの要請や事務局長の判断によって報告を行うことがある。

(異議処理パネル委員への就任)

第4条 コミッティの委員(以下、「委員」という)は、本協会からの依頼に応じて、JAB SG200に規定する「異議処理パネル」の委員に就任する。

(報告)

第5条 コミッティは、少なくとも年1回、活動状況を理事会に報告する。また、本協

会がこの規定に従わない、勧告及び提言への処置を決定どおりに行っていない、著しい遅延が発生している等の場合は、コミッティは本協会理事会に報告することができる。さらに、理事会への報告にかかわらず、適切に対応が行われない場合は、評議員会に報告することができる。

(構成)

第6条 委員は、適合性評価制度の利害関係者の代表として、次の各分野から選定された10名以上12名以内の委員によって構成される。

適合性評価機関、適合性評価機関の団体、適合性評価機関の顧客、スキームオーナー、適合性評価結果を利用するユーザー、行政、業界団体、通商関連の団体、消費者団体、制度設計や運営に詳しい学識経験者など。(参考：ISO/IEC 17011:2017 3.33注記 2)

(選任基準)

第7条 委員は、次の基準を満たすことが求められる。

- (1) 認定制度の社会的意義を理解し、その見地から、適合性評価機関に対する認定活動に関する総合的判断ができる。
- (2) 認定を含む適合性評価制度全体に係る見識を持つ。
- (3) 適合性評価制度に係る活動に高い関心と意識をもち、専門的知識がある。

(委員長)

第8条 コミッティには、1名委員長を置き、委員の互選により選任する。委員長はコミッティを招集し、その議長となる。

(委嘱)

第9条 委員は、事務局長が選任基準に基づき評価し、基準を満たすことを確認し選任した委員候補者を理事長が委嘱する。

(任期)

第10条 委員の委嘱期間は原則2年間とし、再任を妨げない。ただし、前任者の辞任によって任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、増員によって選任された委員の任期は現任者の残任期間とする。委員は、本協会が要請する場合、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、職務を継続しなければならない。

(開催)

第11条 コミッティは、原則として毎年2回開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。開催場所は、本協会の事務所、又は本協会が指定する場所とする。

(1) 事務局長が必要と認めた場合

(2) 委員長が必要と認めた場合

- 2 やむを得ない理由のため、コミッティに出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、書面による表決者は、コミッティに出席したものとみなす。

(書面審議)

第12条 委員長は、書面による審議を行うことが適当と認めた場合は、委員に対し書面による審議を行うことを通知し、コミッティを開催することができる。

(定足数)

第13条 コミッティ開催に必要な定足数は委員現在数の3分の2とする。

(議決)

第14条 コミッティにおける議決は、出席委員の過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項にかかわらず、「勧告」又は「提言」にかかる議決は、出席委員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 「参考意見」は議決を必要としない。

(オブザーバ)

第15条 委員長は、必要と認めた場合には、コミッティにオブザーバを参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、オブザーバは表決権をもたないものとする。

(議事録)

第16条 アドバイザリコミッティの議事については、次の事項を含む議事録を記録し、コミッティ事務局が保管する。保管期限は開催日から10年間、付属書類については5年間とする。

- ・日時及び場所
  - ・委員の構成数
  - ・出席した委員及びコミッティ事務局等の所属氏名
  - ・議事事項
  - ・議事に対する審議結果
- 2 議事録は、法律、本協会に適用される国際規格、スキーム要求及び国際相互承認の取決めによって開示を要求されているものを除き、本協会の評議員、役員、該当する委員、異議処理パネル委員、及び審議に参加した本協会認定審査員、事務局職員以外には開示しない。ただし、法律に基づいて議事録を第三者に開示する場合は、法律に従って開示する情報を、該当する委員、異議処理パネル委員、及

び該当する機関に通知しなければならない。

(守秘義務)

第17条 委員及びオブザーバは、本協会において業務上知り得たコミッティ審議に関する一切の情報について、法律によって開示を要求されているものを除き、委員及びオブザーバを辞した後も継続して守秘の義務と責任を負う。ただし、次の情報については、立証可能であれば守秘の義務を負わない。

- (1) 既に公知のもの
- (2) 開示を受けた後、本協会の責によらずに公知となったもの
- (3) 開示を受けた時点で、既に自ら所有していたもの
- (4) あらかじめ、情報所有の正当な権利を有する提供元の同意を得たもの
- (5) 情報所有の正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手したもの

(委員手当・旅費)

第18条 本協会は、委員（異議処理パネル委員に就任した委員を含む）に対し、S360に則り委員手当及び旅費を支給する。

(改廃)

第19条 この規定の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。

(引用文書、関係様式)

第20条

文書番号	文書名
JAB SG200	認定に関する異議申立て及び苦情対応規定
S360	委員手当・委員旅費の支給規則及び手順

附則

この規定は2019年4月1日から施行する。



公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1

日本生命五反田イーストビル3F

Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします